

申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

- ・ 証明書類は3か月以内のものになります。
- ・ 「農地を借りる本人やその家族が農作業に常時従事しない場合」に該当する場合、農地の所有者と農地を借りる本人との間の貸借契約書の写し
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

まずは事前に、農業委員会までご相談ください。

(必要な書類の一般共通書類)

- ・ 許可申請書
- ・ 営農計画書
- ・ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※法務局で発行
- ・ 公図（朱書きで申請地をマーキング） ※法務局で発行
- ・ 申請する農地の位置図（朱書きで申請地をマーキング）
- ・ 通作経路図（申請者が町外在住者の場合）
- ・ 農業経営の実態証明書または耕作証明書（申請者が町外在住者の場合）
※住所地の農業委員会で発行
- ・ 住民票または免許証のコピー（申請者が町外在住者の場合）
- ・ 委任状（申請を代理人が行う場合） など

※ 申請者が法人の場合や新規就農者の場合は、上記以外の添付書類が必要になります。

また、権利設定がされている土地の場合や、その他申請の内容により上記以外の添付書類が必要になる場合があります。